

| | | | |
|------|-------------------------|-------|------------|
| 番 号 | 7-6 | 受付年月日 | 令和7年8月21日 |
| 件 名 | 蒲生公民館解体工事の経費負担に係る陳情について | 陳 情 者 | 蒲生区長 馬場 博美 |
| 紹介議員 | | 付託委員会 | 総務常任委員会 |

陳情全文

令和7年8月21日

只見町議会議長 佐藤 孝義 様

陳情者

住 所 只見町大字蒲生字蒲生原 605-2

氏 名 蒲生区長 馬場 博美

1、陳情の要旨

蒲生公民館解体工事に係る経費について、ご支援いただきたくお願いいたします。

2、陳情の理由

蒲生公民館については、蒲生分校廃止後一部改修されてから払い下げを受け、蒲生公民館として維持管理してきたところです。

平成10年3月竣工で蒲生集会所を久保地内に新築いただき、公民館と集会所の2施設を集落で維持管理してまいりましたが、本年3月31日現在で高齢化率が54.7%、戸数も68戸と年々減少している状況であります。

このような中で、蒲生区で2施設の維持管理を継続することは難しいため、区総会でも公民館を解体することは決議されております。

本来であれば、新たな集会施設整備に併せて蒲生公民館の撤去を進めるべきところではありましたが、比較的大きな集落であり当時はまだ人口も多く、また避難等に向けた移動も遠距離となることから、関係各位のご理解とご協力を得ながら、有事の際に備え敢えて存続してきた経過があります。

平成23年7月の新潟・福島豪雨災害をはじめとした大災害の折には地域住民の避難所や防災拠点として、町民の生命を守る活動のため非常に有効に活用されてきたところですが、2階の床も多くの区民等が避難した場合には安全性に不安があり、近年の豪雪により軒先も傷んでいる状況であります。

以上の状況をご理解いただき、蒲生公民館解体工事の見積額は別紙のとおり3,418,250円となっており、単独での経費負担については高齢者からも応分の負担をお願いする必要があり、経費捻出が厳しい状況にありますので、「只見町集会施設整備事業分担金徴収条例」の増築又は改築の事業区分により、ご支援をお願い申し上げます。